

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の申請)</p> <p>第18条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第20条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第18条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第18条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所<u>（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所及び役員の氏名）</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第20条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第18条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号<u>又は次号</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。